

令和7年7月23日公告

「令和7年度 東野田河堀口線（上本町）外1道路設計等業務委託」について、仕様書の一部を修正しましたのでご確認ください。

仕様書の変更箇所（抜粋）

	変更前	変更後
特記仕様書（1） 5ページ目	<p><u>10. 打合せ</u></p> <p>（1）業務着手時、成果品納入時においては原則として、管理技術者・照査技術者が立ち会い、中間打合せにおいては原則として、管理技術者が立ち会うこととする。なお、中間打合せは5回とするが協議等により変更できることとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。</p> <p>（2）関係機関打合せ協議については1機関を計上しているが、監督職員と協議のうえ打合せする関係機関が増減した場合は数量を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。</p> <p>（3）監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。</p>	<p><u>10. 打合せ</u></p> <p>（1）業務着手時、成果品納入時においては原則として、管理技術者・照査技術者が立ち会い、中間打合せにおいては原則として、管理技術者が立ち会うこととする。なお、中間打合せは5回とするが協議等により変更できることとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。</p> <p>（2）関係機関打合せ協議については2機関を計上しているが、監督職員と協議のうえ打合せする関係機関が増減した場合は数量を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。</p> <p>（3）監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。</p>

仕様書変更箇所（該当ページ）

	変更前	変更後
<p>特記仕様書（1） 5 ページ目</p>	<p><u>7. 主任技術者</u> 主任技術者として下記（1）（2）の条件を満たす者を配置すること。 （1）直接雇用関係を有していること。 （2）測量法第 49 条の規定に基づく測量士の登録を受けていること。</p> <p><u>8. 担当技術者</u> 担当技術者として下記（1）（2）の条件を満たす者を、主任技術者を除き 2 名以上配置すること。 （1）直接雇用関係を有していること。 （2）測量法第 49 条の規定に基づく測量士又は測量士補の登録を受けていること。</p> <p><u>9. 安全管理</u> （1） 道路交通に支障をきたさないよう安全管理上必要な対策を講じ、万全の体制で作業を行うこと。</p> <p><u>10. 打合せ</u> （1）業務着手時、成果品納入時においては原則として、管理技術者・照査技術者が立ち会い、中間打合せにおいては原則と</p>	<p><u>7. 主任技術者</u> 主任技術者として下記（1）（2）の条件を満たす者を配置すること。 （1）直接雇用関係を有していること。 （2）測量法第 49 条の規定に基づく測量士の登録を受けていること。</p> <p><u>8. 担当技術者</u> 担当技術者として下記（1）（2）の条件を満たす者を、主任技術者を除き 2 名以上配置すること。 （1）直接雇用関係を有していること。 （2）測量法第 49 条の規定に基づく測量士又は測量士補の登録を受けていること。</p> <p><u>9. 安全管理</u> （1） 道路交通に支障をきたさないよう安全管理上必要な対策を講じ、万全の体制で作業を行うこと。</p> <p><u>10. 打合せ</u> （1）業務着手時、成果品納入時においては原則として、管理技術者・照査技術者が立ち会い、中間打合せにおいては原則と</p>

して、管理技術者が立ち会うこととする。なお、中間打合せは5回とするが協議等により変更できることとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。

(2) 関係機関打合せ協議については1機関を計上しているが、監督職員と協議のうえ打合せする関係機関が増減した場合は数量を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。

(3) 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

11. 再委託について

業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (3) 検討業務における手法の決定及び技術的判断

12. 成果品

測量業務及び設計業務の成果品については、次のとおりとする。

- ① 測量業務

して、管理技術者が立ち会うこととする。なお、中間打合せは5回とするが協議等により変更できることとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。

(2) 関係機関打合せ協議については2機関を計上しているが、監督職員と協議のうえ打合せする関係機関が増減した場合は数量を変更できるものとする。ただし、受注者側の理由によるものは設計変更の対象としない。

(3) 監督職員が特に指示する場合は、現地での立会を行うものとする。

11. 再委託について

業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- (3) 検討業務における手法の決定及び技術的判断

12. 成果品

測量業務及び設計業務の成果品については、次のとおりとする。

- ① 測量業務